

女性や若者と
ともにすすめる
これからのまちづくり

～男女共同参画条例の上手な活かし方～

富士市男女共同参画
都市宣言10周年
記念事業実行委員会
B分科会

小櫛和子
渡辺美恵子
西村知浩
大塚紗菜
小泉卓登

2019.12.14 (土)
@フィランセ 4階 大ホール



B分科会メンバー紹介



●B分科会

小櫛和子＝リーダー

渡辺美恵子

西村知浩

大塚紗菜

小泉卓登＝サブリーダー

社会人から学生まで
男女比＝2:3



本日の発表の流れ

- ① 富士市の男女共同参画についての歴史・現状を知る。
- ② 条例の背景と役割を学び、問題点について話し合う。
- ③ 出された意見を整理し、提案する。



① 富士市の男女共同参画について

の歴史・現状を知る。





平成 7年
1995年

第4回世界女性会議（北京会議）

*日本政府が男女共同参画に本格的に取り組む契機

平成11年
1999年

「男女共同参画基本法」（国）制定

平成13年
2001年

「静岡県男女共同参画推進条例」 施行

平成16年
2004年

「富士市男女共同参画条例」 施行

平成21年
2009年

富士市 「男女共同参画宣言都市」 となる。

令和 元年
2019年

富士市男女共同参画都市宣言
10周年記念事業実行委員会発足

まずは、**条例**に着目してみよう。

富士市男女共同参画条例・前文(続き)



私たちは、男女共同参画社会を築くため、まちづくり活動をはじめとするさまざまな分野で、男女が互いにその生き方を尊重し、共に責任を分かち合える明るく住みよい環境づくりを進めていかなければならない。このような状況を踏まえ、富士山の恵みを受けて発展してきた産業都市としての特性を生かしながら、男女共同参画社会基本法の趣旨に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくため、この条例を制定する。



富士市男女共同参画条例

- ◆前文
- ◆第1章 総則
(第1条—第9条)
- ◆第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
(第10条—第14条)
- ◆第3章 推進体制
(第15条・第16条)
- ◆第4章 雑則
(第17条)
- ◆附則



男女共同参画地区推進員

第16条

市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う富士市男女共同参画地区推進員を置くことができる。

(苦情等の申出に対する措置)

第13条 市長は、男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情又は相談の申出があったときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の申出があった場合において必要と認めるときは、富士市男女共同参画審議会の見解を聴くものとする。

(実施状況等の公表)

第14条 市長は、毎年男女共同参画に関する施策の実施状況等を取りまとめ、これを公表のとする。

第3章 推進体制

(男女共同参画審議会)

第15条 男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、富士市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画に関する事項その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。委員のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満にならないものとする。

5 委員の任期は、市長が定める。再任を妨げない。ただし、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(男女共同参画地区推進員)

第16条 市長は、男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画の普及啓発その他の活動を行う富士市男女共同参画地区推進員を置くことができる。

第4章 雑則

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に策定されている男女共同参画に関する市の基本的な計画は、第10

地区推進員って？

いるなら実際に会ってみよう。

男女共同参画地区推進員

地区推進員って何してるの？



お住いの地区の状況は？

地区推進員になって良かった？

★7月27日(土)
吉永北地区・細川久美子さん
元吉原地区・鈴木良一さん にインタビューしてきました！

富士市男女共同参画
都市宣言10周年
記念事業実行委員会
B分科会



富士市男女共同参画条例

- 2000年 「男女共同参画プラン策定推進会議」設置
総務部男女共同参画室 発足
- 2001年 同推進会議より「条例制定」に関する提言
- 2002年 「男女共同参画条例づくり市民会議」設置（計17回）
- 2003年 「男女共同参画条例づくり市民会議」提言
- 2004年 「富士市男女共同参画条例」施行

特徴的

市民からの
提言で作られた
市民発議の条例



3つの調査に注目しました

*配付資料を参照ください！

◆富士市男女共同参画地区推進員へのアンケート

- ▶令和元年富士市市民部多文化・富士市市民部男女共同参画課実施
- ▶回答54名、回収率52%

◆富士市男女共同参画に関する事業者調査報告書

- ▶平成29年度富士市市民部多文化・富士市市民部男女共同参画課実施
- ▶回答数591名、回収率29.6%

◆富士市男女共同参画に関する生徒意識調査報告書

- ▶平成30年度富士市市民部多文化・富士市市民部男女共同参画課実施
- ▶回答数2199名、回収率94.5%



3つの調査に注目しました

*配付資料を参照ください！

◆富士市男女共同参画地区推進員へのアンケート

- ▶令和元年富士市市民部多文化・富士市市民部男女共同参画課実施
- ▶回答54名、回収率52%

★Check!!

地区推進員になる前に「この役」を知っていましたか？

- 条例に示されているのにも関わらず、42%が「知らない」と回答した。

あなたの地区で男女共同参画は進んでいると思いますか？

- 半数以上が否定的な回答



3つの調査に注目しました

*配付資料を参照ください！

◆富士市男女共同参画に関する事業者調査報告書

- ▶平成29年度富士市市民部多文化・富士市市民部男女共同参画課実施
- ▶回答数591名、回収率29.6%

★Check!!

表上段の「従業員数」の「正規」「非正規」

- 正規はいまだに男性が優位。
- 男性の非正規従業員数が増加している。



3つの調査に注目しました

* 配付資料を参照ください！

◆ 富士市男女共同参画に関する生徒意識調査報告書

- ▶ 平成30年度富士市市民部多文化・富士市市民部男女共同参画課実施
- ▶ 回答数2199名、回収率94.5%

★Check!!

Q.2 女性が仕事を持つことについて

「子どもが出来たら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方が良い」→39.2%

- 中学生の時点で、「女性＝仕事を途中でやめる」という意識が根付いている。



② 条例の背景と役割を学び、
問題点について話し合う。



女性や若者と
ともにすすめる
これからのまちづくり

～男女共同参画条例の上手な活かし方～

富士市男女共同参画
都市宣言10周年
記念事業実行委員会
B分科会

小櫛和子
渡辺美恵子
西村知浩
大塚紗菜
小泉卓登



B分科会のテーマ

男女共同参画条例

どうやったら
上手に活か
せる？

そもそも
活かし方っ
て？

を、
上手に活かす！

防災・安全安心	くらし・手続
健康・福祉・子育て	まちづくり
教育・文化・スポーツ	産業・事業者
市政情報	富士の魅力発信サイト

[🔍 条例・計画・構想へ](#)

まちづくり

富士市男女共同参画条例

| 富士市男女共同参画条例

少子高齢化の進行をはじめ、経済・社会情勢は急激な変化をとげ、地域の中で豊かに暮らしていくためには、社会のさまざまな分野で男女共同参画を推進する必要性が高まっています。そのため、富士市では平成15年から富士市男女共同参画条例を策定し、基本となる定め、市、事業者との共同参画を推進し、市民との協働による男女共同参画社会の実現に寄与することを目的としています。

どこにも見当たりませんでした

[● 富士市男女共同参画条例 \(本文\)](#)  (PDF 116KB)

| 富士市男女共同参画条例は市民と協働でつくりました

条例制定の動きは、平成13年4月、第2次男女共同参画プランのスタートに伴い、「男女共同参画プラン策定推進会議」から、「プランの効果的かつ具体的推進を図るための法的整備として、条例制定が必要である」との提言を受けたことから始まりました。

男女共同参画を推進する条例は、市民の生活規範であるとともに、市民の意識に働きかけるものです。そこで、条例を市民との協働でつくることになり、広報紙やマスコミを通じて、条例づくりのメンバーを公募しました。その結果、33人の応募者で「男女共同参画条例づくり市民会議」を組織し、男女各1名が共同代表に就任、平成16年4月の施行を目的に条例市民会議案づくりに取り組みました。

「男女共同参画条例づくり市民会議」は、平成14年1月から毎月1回会合を開き、学習活動や課題整理などを進めて、条例に盛り込む項目や文案など具体的な検討を行い、市民会議条例案を作成しました。

そして、平成15年5月3日から6月5日までの1か月間、市民会議が作成した条例案を公開し、一般市民の皆さんからご意見を募りました。

市民会議は、寄せられた意見をまとめて最終案を作成し、市長に提言を行いました。

[● 男女共同参画条例づくり市民会議](#)  (PDF 97KB)[● 市民会議の提言後の策定作業](#)  (PDF 57KB)

| 富士市役所における男女共同参画推進に関する指針

富士市役所では、職員ひとりひとりが個性と能力を発揮し、いきいきと働くことで活力あふれる市役所を目指して「富士市役所における男女共同参画に関する指針」を設置し職場環境の整備に努めています。

[● 富士市役所における男女共同参画推進に関する指針](#)  (PDF 148KB)

お問い合わせ

困った時の神頼み (=プロにお願いしました)

8/31(土) 13:00~16:00
B分科会セミナー開催

富士北まちづくりセンター
3階 多目的ホール

ともに～進め！君らしく～

講義＋ワークショップ



静岡大学
人文社会科学部学部長
日詰一幸氏



講演の内容①

法律・条例制定の社会的背景

- ・ 「男女共同参画社会基本法」(平成11年)施行
- ・ 「静岡県男女共同参画推進条例」(平成13年)施行
- ・ 「富士市男女共同参画条例」(平成16年)が市民からの提言で制定

講演の内容②

男女共同参画社会実現のためのハードル

- ・ 男性中心型労働慣行
- ・ 固定的性別役割分担意識



講演の内容③

日詰先生による今後の展望

- ・ 指導的地位の女性割合を30%程度にする。
- ・ 女性活躍の推進～政治分野におけるクオータ制を導入する。
- ・ 「学び」と「気づき」の機会を増やす。
- ・ 市・市民・事業者・教育関係者・地域活動団体の全てが連携する。
- ・ 「男女共同参画」がさまざまな政策の基軸になる。



エンタくんを使用した参加者同士の話し合い



「学び」と「気づき」の機会を増やす。
市・市民・事業者・教育関係者・地域活動団体の全てが連携する。



富士市男女共同参画
都市宣言10周年
記念事業実行委員会
B分科会



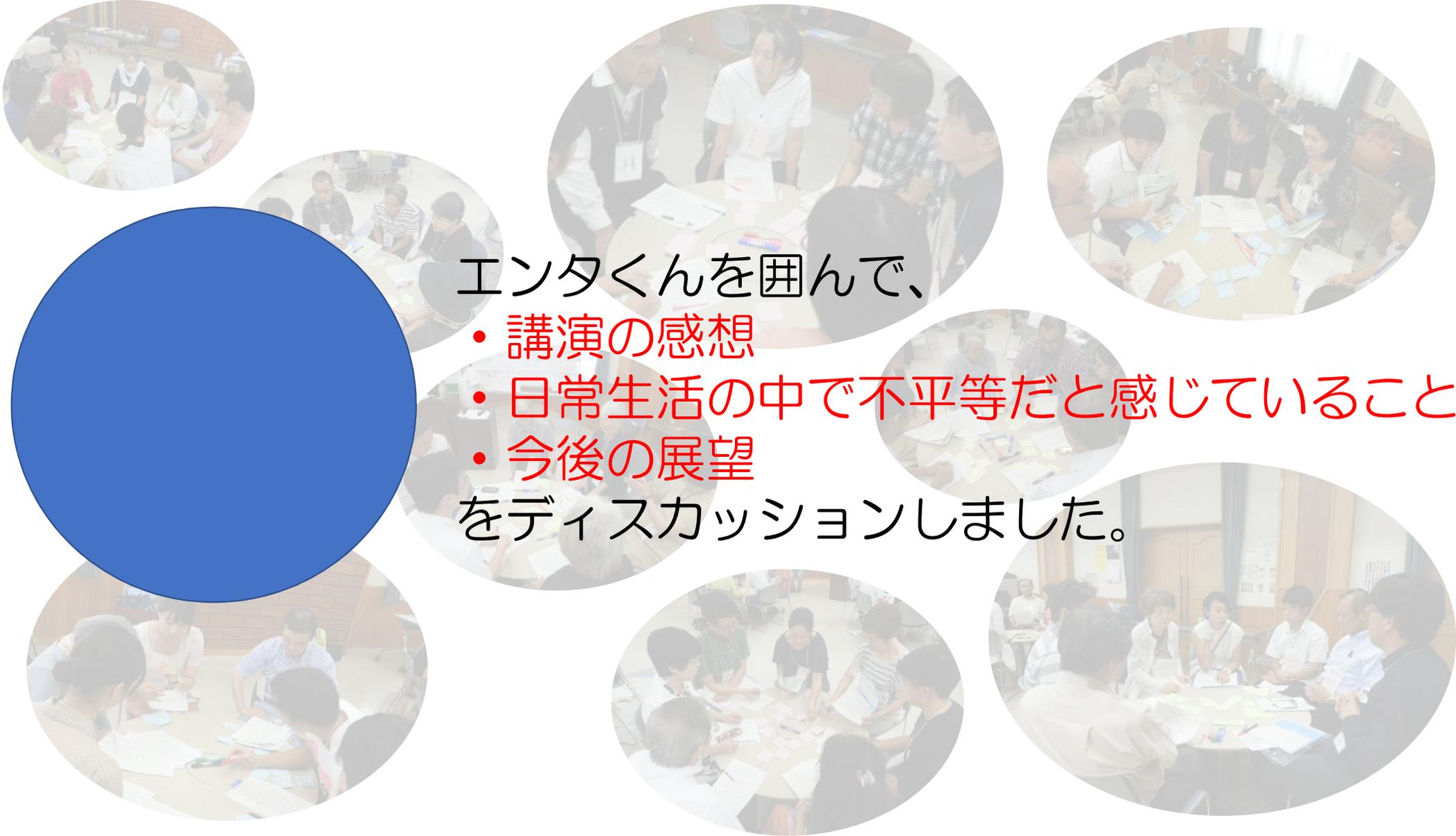
エンタくんを使用した参加者同士の話し合い

「学び」と「気づき」の機会を増やす。
市・市民・事業者・教育関係者・地域活動団体の全てが連携する。

★中学生～70代まで
幅広い世代の男女
約80名が参加した。





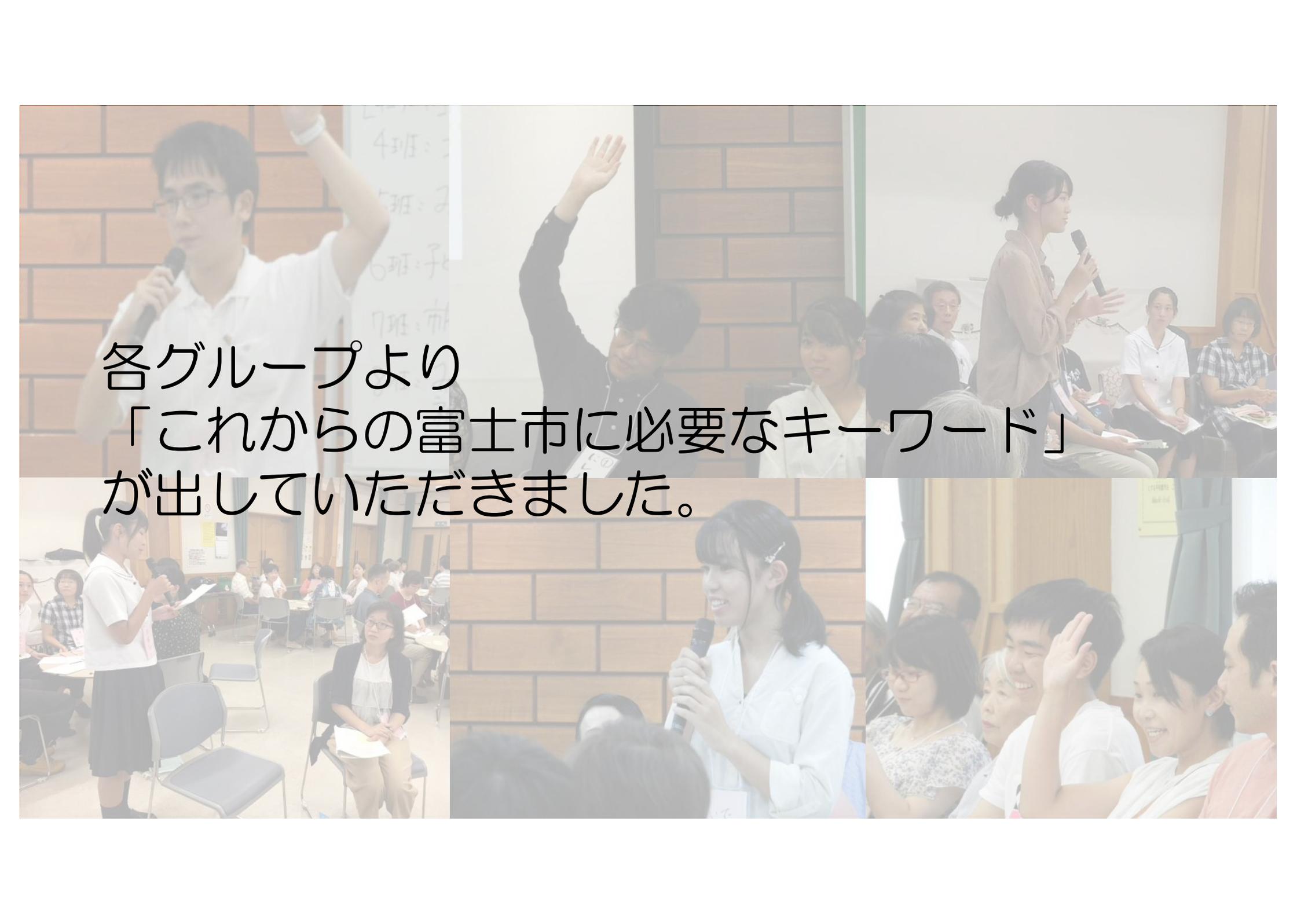


エンタくんを囲んで、

- 講演の感想
 - 日常生活の中で不平等だと感じていること
 - 今後の展望
- をディスカッションしました。







各グループより
「これからの富士市に必要なキーワード」
が出していただきました。



③ 出された意見を整理し、提案する。



B分科会の3つの結論

提案①

条例を活用する。（プランの強化）

提案②

条例を改正する。

提案③

市民が自由に話し合い、意見が出せる「場」をつくる。

B分科会の3つの提案

提案①

条例を活用する。（プランの強化）

- 4条、5条、6条、7条、8条、16条など
- 必要に応じて目標値を設定するなど

B分科会の3つの提案

提案②

条例を改正する。

- 3条にLGBT、外国籍の人等、少数者への配慮を入れる。
- 9条にDVの新しい定義、その他、性暴力を含めたあらゆるハラスメントへの配慮を盛り込む。

B分科会の3つの提案

提案③

市民が自由に話し合い、意見が出せる「場」をつくる。

- 多様な市民が参加し、発言できる場を作り、発言されたものを具現化していく。
- 条例を活かしたプランを作成したり、条例を改正するために、性別を問わず、色々な立場、色々な世代の人が集まって話し合い、その内容を発信する「場」が必要である。（会議の多様性）
- 地域住民（小学生・中学生・高校生から・外国籍・障害者・LGBT・シニア世代など多様な人々）や志縁団体（NPO・任意自主活動団体など）さらに事業所なども対等な形で参画できるしくみが必要である。

富士市男女共同参画都市宣言
10周年記念事業実行委員会
B分科会

小櫛和子
渡辺美恵子
西村知浩
大塚紗菜
小泉卓登

ご静聴ありがとうございました。

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

